後期高齢者医療保険料　国民健康保険料

年金から差し引いての納付から口座振替に変更できます

【問い合せ先】国保年金課（☎82-1177・82-1178）

手続きをされると，年金から差し引いての納付から口座振替に変更できます。
※保険料の納付状況によっては，口座振替に変更できない場合があります。

２月６日㈮までに手続きをされると，４月以降の年金からは差し引かれません。

※後期高齢者医療保険料は７月から，国民健康保険料は６月から，毎月口座振替での納付となります。
※２月６日㈮を過ぎて手続きをされた場合，６月以降の年金から変更されます。

後期高齢者医療保険料

～**ご本人**または**ご家族の口座**からの口座振替となります～

後期高齢者医療に移行する前に，国民健康保険料を口座振替で納付されていた方も，改めて手続きが必要です。

【変更方法】

❶金融機関の窓口で，口座振替の手続きをしてください。（通帳の届出印をお持ちください。）

❷**口座振替依頼書の「ご本人控」（写真：下）**と**保険証**をお持ちになって，市役所国保年金課の窓口で申請してください。

口座振替依頼書の「ご本人控」は，金融機関の窓口で口座振替の手続きをした際に，もらえます。

国民健康保険料

～**世帯主の口座**からの口座振替となります～

年金から差し引いての納付となる以前の納付方法によって，手続きが異なります。

【変更方法】

・**口座振替で納付されていた方**

❶**保険証**をお持ちになって，国保年金課の窓口で申請してください。

・**納付書で納付されていた方**

❶金融機関の窓口で，**世帯主の口座**で口座振替の手続きをしてください。（通帳の届出印をお持ちください。）

❷**口座振替依頼書の「ご本人控」（写真：左）**と**保険証**をお持ちになって，市役所国保年金課の窓口で申請してください。

現在，口座振替または納付書で納付されている方でも，**４月以降は年金から差し引いての納付となる場合があります。**該当する可能性のある方には事前にお知らせします。

確定申告時の

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料と**国民健康保険料**は，１年間に納付した額について，確定申告時に社会保険料控除を受けることができます。納付金額は，保険料の納付方法により右のとおりお知らせします。

【問い合せ先】
国保年金課（☎82-1177・82-1178）

●**納付書または口座振替で保険料を納付している人**
納付済通知書（１月下旬発送予定）でお知らせします。

●**年金から差し引いて保険料を納付している人**
公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。

●**両方の方法で納付している人**
納付済通知書と源泉徴収票でお知らせします。記載された保険料の合計が社会保険料控除の対象です。

※非課税年金の**障害年金と遺族年金から保険料が差し引かれている場合**は源泉徴収票が発行されません。確定申告をする人には納付済通知書を発行しますので，お手数ですが国保年金課までご連絡ください。